

名取市告示第181号

名取市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月26日

名取市長 山田 司郎

名取市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱

名取市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱(昭和63年名取市告示第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)の社会参加の促進を図るため、身体障害者が就労等に伴い自らの運転が可能となる自動車の改造又は購入(以下「自動車の改造等」という。)に要する経費について、当該身体障害者に対し、予算の範囲内において身体障害者用自動車改造費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、名取市補助金等交付規則(平成20年名取市規則第11号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 身体障害者のうち、上肢、下肢又は体幹に機能障害を有するもの
- (3) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置、駆動装置等を改造する必要がある者
- (4) 第4条の規定による交付の申請を行う月の前年(1月から6月までの間に申請する場合にあっては前々年)の所得金額(各種所得控除後の額と

する。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に規定する額を超えない者

(交付対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、自動車の改造等に要する費用であって、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費とし、補助金の額は次のとおりとする。

(1) 交付対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(2) 前号の額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自動車の改造等をする前に、あらかじめ身体障害者用自動車改造費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 身体障害者手帳の写し

(2) 就労等計画書

(3) 交付対象経費に係る見積書(改造箇所及び当該経費を確認できるものに限る。)

(4) 自動車改造計画書

(5) 改造箇所の図面

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、身体障害者用自動車改造費補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(改造計画の変更)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、自動車の改造等の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、身体障害者用自動車改造費補助金変更等承認申請書に、変

更、中止又は廃止が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、身体障害者用自動車改造費補助金変更等承認（不承認）通知書により交付決定者に通知するものとする。

（改造の完了届）

第7条 交付決定者は、当該自動車の改造が完了したときは、身体障害者用自動車改造完了届（以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて遅滞なく市長に提出しなければならない。

（1）改造費領収明細書

（2）自動車検査証の写し

（3）改造箇所の図面（申請書添付図面に変更ない場合は不要）

（補助金の交付）

第8条 補助金は、完了届の提出後、当該自動車等を実地調査のうえ、改造内容、所要経費等を審査して交付する。

（交付の決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適當であると認めたとき。

（補助金交付台帳の整備）

第10条 市長は、補助金の状況を明らかにするため、身体障害者用自動車改造費補助金交付台帳を整備するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の名取市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の交付の申請に係るものについて適用し、施行日前までの交付の申請に係るものについては、なお従前の例による。